第明治三十種郵便物認可

○経済産業省告示第二十九号

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＬＳＰ遺伝子組換え微生物（平成十六年経済産業省告示第十三号）の一部を次のように改正し、平成三十年三月十二日から施行する。

平成三十年三月十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
別表第一　宿主・ベクター	
宿主	ベクター（←は当該ベクターの由来を指す）
［略］	［略］
ブレビバチルス・コシネンシスＨＰＤ31－ＳＰ３ *Brevibacillus choshinensis* HPD31-SP3 （*Bacillus brevis* HPD31-SP3）	［略］
カンジダ・ボイジニＴＫ62 *Candida boidinii* ＴＫ62	pNOTdI（←pUC18） pUC18
［略］	［略］
コリネバクテリウム・グルタミカム *Corynebacterium glutamicum*	［略］ pCG116（←pCG11） pHSG298（←pBR322） pPK4（←pHM1519／pHG298） ［略］
［略］	［略］
エシェリキア・コリＫ12由来株 *Escherichia coli*Ｋ12由来株	［略］ pGEX-6P-2（←pBR322） pHSG298（←pBR322） pHSG299（←pBR322） pHSG367（←pBR322） pHSG396（←pBR322） pHSG397（←pBR322） pHSG398（←pBR322） pHSG399（←pBR322） pHY300PLK（←pACYC177／pAMα1） ［略］ pTRP（←pTZ19U） pTRP2C（←pTRP←pTZ19U） pTrS32（←pBR322） ［略］

改正前	
別表第一　宿主・ベクター	
宿主	ベクター（←は当該ベクターの由来を指す）
［略］	［略］
ブレビバチルス・コシネンシスＨＰＤ31－ＳＰ３ *Brevibacillus choshinensis* HPD31-SP3 （*Bacillus brevis* HPD31-SP3）	［略］
カンジダ・ボイジニＴＫ62 *Candida boidinii* ＴＫ62	［新設］ pUC18
［略］	［略］
コリネバクテリウム・グルタミカム *Corynebacterium glutamicum*	［略］ pCG116（←pCG11） ［新設］ pPK4（←pHM1519／pHG298） ［略］
［略］	［略］
エシェリキア・コリＫ12由来株 *Escherichia coli*Ｋ12由来株	［略］ pGEX-6P-2（←pBR322） pHSG298 pHSG299 pHSG367（←pUC9） pHSG396 pHSG397 pHSG398 pHSG399 pHY300PLK（←pACYC177／pAMα1） ［略］ pTRP（←pTZ19U） ［新設］ pTrS32（←pBR322） ［略］